（有料インターネット活用業務勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	放送番組等有料配信収入	有料インターネット活用業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

（資本収支）

［表略］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表略］

［削る］

注１　［略］

注２　［略］

注３　［略］

別表第二号の二（第32条第４項関係）

業務別費用整理方法

１　第32条第１項から第３項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

２　国内インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）又は国際インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

（放送番組等有料配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	放送番組等有料配信業務収入	放送番組等有料配信業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配信費	放送番組等有料配信業務に係る放送番組等の編集及び送信に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

（資本収支）

［表同左］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表同左］

注１　この表において、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法第73条第２項に規定する特別の勘定をいう（別表第三号及び別表第四号において同じ。）。

注２　［同左］

注３　［同左］

注４　［同左］

［新設］